

# 松阪市入札等監視委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、松阪市及び松阪市上下水道部が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務委託(松阪市建設工事執行規程(平成17年1月1日告示第6号)第2条に規定する業務をいう。以下「建設工事」という。)並びに物品及び業務委託(松阪市物品及び業務委託契約執行規程(平成17年1月1日告示第8号)第2条に規定する業務をいう。以下「物件」という。)について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性と公正な競争を確保するため、松阪市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市発注の建設工事並びに物件に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会又はその委員が抽出した建設工事並びに物件に関し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項について審議を行い、市長に意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 一般競争入札、総合評価落札方式、プロポーザル方式及び随意契約における非選定理由等に対する再苦情について、中立かつ公正に審議し、意見を述べること。
- (4) 入札制度の改善及び談合抑止のために必要と認められる施策について松阪市入札及び契約審査会に対し、意見を述べること。
- (5) 大型随意契約(設計金額又は予算額1千万円以上)の締結について、意見を述べること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札及び契約手続に係る事項について、意見の具申又は勧告を行うこと。

## (委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、人格が高潔で識見を有し、中立かつ公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者を持って充てる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるとき等は、副委員長がその職務を代理する。

## (会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではないが、欠席した委員に議事の内容を報告しなければならない。
- 3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として、3か月に1回開催する。
- 4 第2条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)及び第2条第4号の事

務に係る会議（以下「入札制度改善会議」という。）は、それぞれ必要に応じ開催する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（公表）

第6条 委員会は、原則公開とするが、次の各号いずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

- （1） 松阪市情報公開条例(平成 17 年松阪市条例第 6 号)第 8 条の各号に該当する場合
- （2） 定例会議の審議内容において、公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合
- （3） 再苦情処理会議及び入札制度改善会議を開催する場合
- （4） 談合に関する審議を行う場合

2 緊急かつやむを得ない事情により会議を開くことができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

3 委員会の議事概要は、原則として公表する。

（抽出の委任）

第7条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

（意見の具申又は勧告）

第8条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、定例会議を開催し、報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

（再苦情処理）

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべきものを除き再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情処理の申し立てがあった日から概ね 5 0 日(松阪市の休日を定める条例。平成 17 年松阪市条例第 2 号)第 1 条に規定する市の機関の休日を含む。)以内に行わなければならない。

（委員の除斥）

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号の業務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の事務局）

第12条 委員会の事務局は、総務部契約監理課に置く。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。